

健康福祉部

議案第147号 大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第147号大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてについて説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

1 改正概要についてですが、令和7年11月20日に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生労働省の基準省令も改正されました。

これを受け、大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例においても同様に所要の改正を行うものです。

2 改正内容については、法律の第2条第17項に新たな項が挿入され、これまでの第17項を第18項に改められたことに伴い、該当

部分を引用している本市条例第18条第6号のただし書き中の「第17項」を「第18項」に改めるものです。

3 施行期日については、公布の日としております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。